

令和6年度埼玉県食品表示調査員 活動結果概要 (第1回、2回定期調査報告分)

令和6年6月、100名の県民の方に埼玉県食品表示調査員を委嘱しました。

7月、9月に実施した第1回、第2回の定期調査（県内店舗の食品表示状況の調査・報告）の結果の概要は、以下のとおりです。

1 食品表示調査員数

(1) 委嘱人数 100名

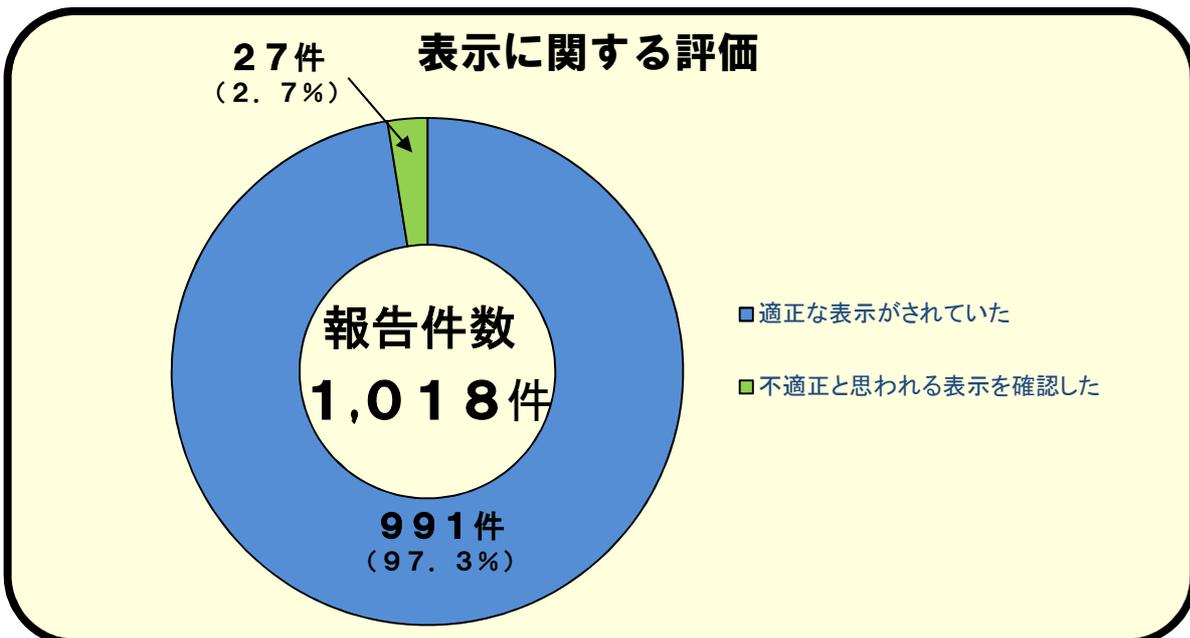
(2) 年齢構成

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	90代	計
人数	1名	9名	11名	18名	25名	26名	9名	1名	100名

2 調査・報告店舗数

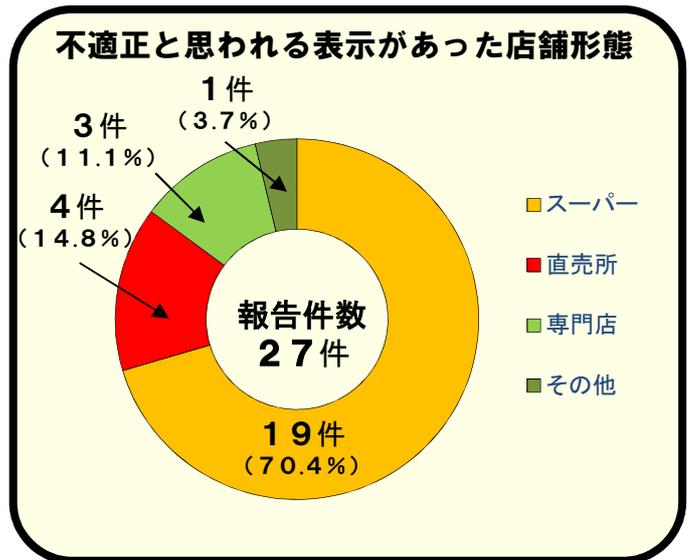
2-1 各店舗に対する調査員の評価

評価区分	報告件数	割合
適正な表示がされていた	991件	97.3%
不適正と思われる表示を確認した	27件	2.7%
合計	1,018件	100.0%



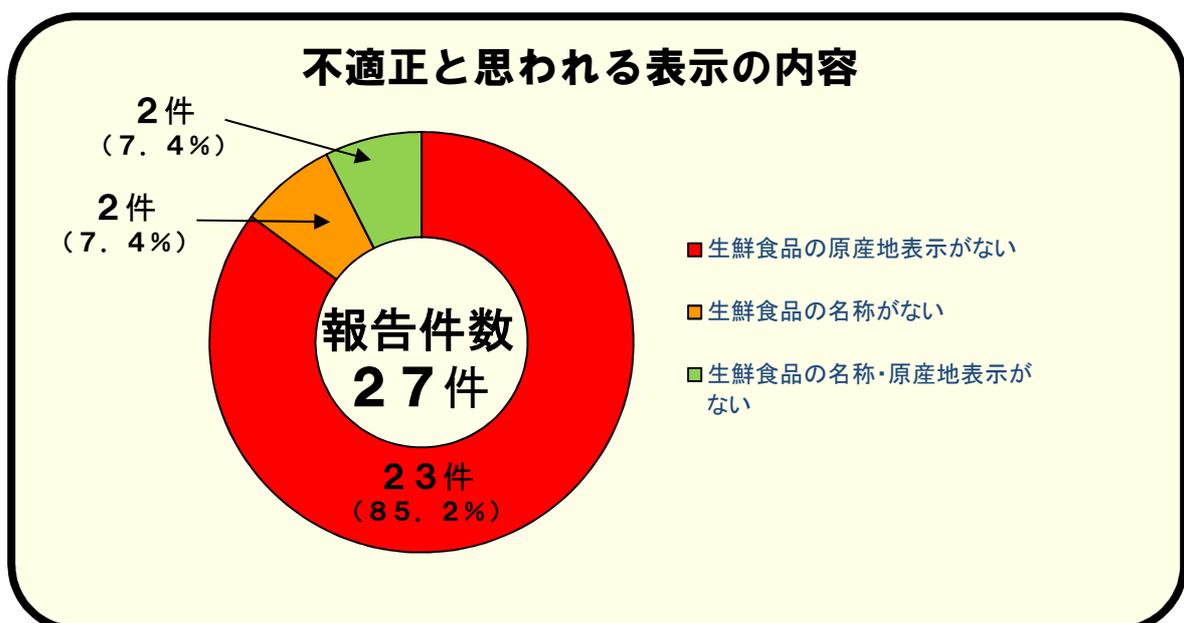
2-2 不適正と思われる表示があった店舗形態

店舗形態	報告件数	割合
スーパー	19件	70.4%
直売所	4件	14.8%
専門店	3件	11.1%
その他	1件	3.7%
合計	27件	100%



2-3 不適正と思われる表示の内容

評価区分	報告件数	割合
生鮮食品の原産地表示がない	23件	85.2%
生鮮食品の名称がない	2件	7.4%
生鮮食品の名称・原産地表示がない	2件	7.4%
合計	27件	100.0%



2-4 不適正と思われる表示があった店舗に対する対応

報告数 合計	適正表示 報告件数	不適正と 思われる 表示の報 告件数	県職員による調査件数				市町村に 対する 情報提供	国機関に 対する 情報提供
			総数	適正	改善指導	調査中		
			1,018件	991件	27件	11件	8件	2件

- ★ 食品表示法の規定では、食品を扱う店舗の業域（その店舗の事業展開の規模）に応じて、調査や指導の権限を持つ行政機関が異なります。

- ①埼玉県内にとどまらず、他県にも展開している店舗⇒ 国の機関で対応
- ②埼玉県内にとどまるが、県内複数の市町村に展開している店舗⇒ 県が調査を実施
- ③埼玉県内の一つの市町村(一部を除く)にのみ展開している店舗⇒ その市町村で対応

- ★ 不適正表示に関する報告があった場合、その店舗に対する調査・指導の権限を持つ機関に情報を提供し、その機関において適切な対応を行います。
- ★ 改善指導の内容としては、不適正表示が確認された店舗の責任者等に対して、名称、原産地などの義務表示事項を必ず表示するよう要請するとともに、改善を確認します。
- また、食品表示基準に関するパンフレットを配布するなどし、適正な食品表示のための普及啓発を行います。